

必ずお読みください

# 重要事項説明書 [契約概要・注意喚起情報のご説明]

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。  
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

## [マークのご説明]

契約概要  
保険商品の内容を  
ご理解いただくための事項

## 注意喚起情報

ご加入に際してお客様にとって不利益になる  
事項等、特にご注意いただきたい事項

## I ご加入前におけるご確認事項

### 1 商品の仕組み

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会をご契約者とし、(公財)日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方の本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

### 2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

### 3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約<sup>\*</sup>を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください<sup>\*</sup>。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●住宅内生活用動産特約 ●救援者費用等補償特約 ●育英費用等補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

## II ご加入時におけるご注意事項

### 1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできることがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「III-1 通知義務等」をご参照ください。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記事項が告知事項となります。

#### [告知事項・通知事項一覧]

☆：告知事項かつ通知事項  
●：保険の対象となる方ご本人がお仕事に従事している場合、その職業・職務等<sup>\*</sup>  
●：保険の対象となる方ご本人が加入する公的医療保険制度<sup>\*</sup>  
★：告知事項  
●：保険の対象となる方ご本人の生年月日  
●：他の保険契約等<sup>\*</sup>を締結されている場合には、その内容  
\*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

## III ご加入後におけるご注意事項

### 1 通知義務等

【通知事項】  
加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「II-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

#### [その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての商品共通  
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。  
●借家人賠償責任補償特約  
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

#### [ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行なう際には変更日・脱退日よりも前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなつた場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただきながら1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

総合生活保険  
(こども総合補償)  
にご加入いただ  
く皆様へ

### [更新後契約の保険料]

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。  
【保険金請求忘れのご確認】  
ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘

れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐ連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

## IV その他ご留意いただきたいこと

### 1 個人情報の取扱い

払取扱票裏面の個人情報の取扱いに関するご案内をご確認ください。  
●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

### 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●総合生活保険（こども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかつた場合、ご加入は無効になります。

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。

●その他、約款に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

### 3 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定期率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

### 4 その他ご加入に関するご注意事項

●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。  
したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに

## ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただきたくあります。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。  
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。

●ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□保険金をお支払いする主な場合

□保険期間

□保険金額、免責金額（自己負担額）

□保険料・保険料払込方法

□保険の対象となる方

### 2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。

●万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に關し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

□加入依頼書等の「生年月日」欄は正しくご記入いただいているか？

□お子様（保険の対象となる方）がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種別Bに該当する方」に該当しないことをご確認いただきましたか？

なお、「職種別Bに該当する方」に該当した場合は保険料が異なりますので、必ずお問い合わせ先までご連絡ください。（ご加入後に該当することになった場合も、遅滞なくご連絡いただけますようお願いします。）

（＊）各区分（職種別AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。

○職種別Aに該当する方：

下記の職種別Bに該当しない方

○職種別Bに該当する方：

アルバイト等で、継続的に以下の6業種のいずれかに従事される方  
「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、  
「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製作業者」

□加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただけていますか？

### 3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に、「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意<sup>\*</sup>」についてご確認ください。

\*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種の契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

20-T02827 2020年9月作成

## 東京海上日動火災保険株式会社

そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行なうことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

ナビゲーション 0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前 9時 15分～午後 5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）